

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者等の給料及び
旅費に関する条例

平成27年4月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第204条第3項の規定に基づき、管理者及び副管理者(以下「管理者等」という。)の給料及び旅費並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 管理者等の給料の額は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 年額24,000円
- (2) 副管理者 年額18,000円

2 管理者等が年の中途において就任及び退任したときは、月割りにより計算する。この場合において、就任の際の月割り計算は、就任した日の属する月の翌月分(その日が月の初日であるときは、その日の属する月分)からを算定し、退任の際の月割り計算は、退任した日の属する当月分までを算定するものとする。

(給料の支給方法)

第3条 給料は、毎年度末に支給する。ただし、年の中途において退任したときは、その月の翌月に支給するものとする。

(旅費)

第4条 管理者等が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する管理者等の旅費の種類及び額並びに支給方法は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員等の旅費に関する条例(平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第16号)で定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。